

限度額適用認定証等の更新について

現在交付している「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日までとなっています。

8月以降も引き続きこれらの認定証の使用を希望する場合は、組合あて再度申請を行ってください。

ご申請いただいた認定証は7月下旬から順次送付します。

- 更新分又は8月以降の新規申請分に係る申請書は、[こちら](#)を使用してください。
- 6月又は7月の新規申請分に係る申請書は、[こちら](#)を使用してください。

★ご申請の前に…

受診予定の医療機関等に「限度額適用認定証」等の提示が必要かご確認ください

オンライン資格確認等システムが導入された保険医療機関等で、マイナンバーカード又は健康保険証を提示し、限度額適用認定証等の情報提供に同意すれば、窓口での認定証の提示が不要となっています。（組合への申請も不要です。）

ただし、住民税非課税世帯の方で「長期入院」（12月以内の入院日数が90日超）に該当し、食事療養費の減額をさらに受ける場合は申請が必要です。

- ・オンライン資格確認等システムとは、医療機関等がオンラインで医療保険の被保険者資格情報等を確認することができるシステムのことです。
- ・医療機関等での同システムによる確認においては、同一世帯に所得が確認できない方がいる世帯、組合への加入直後である世帯など、適用区分の判定ができていない場合に、国からの指示に基づき一番高い所得区分を仮登録しているため、本来の所得区分と比べて高額な窓口負担を要する可能性があります。この場合、後日正しい適用区分を確認のうえ、差額が発生したときは、概ね3か月後の末日に高額療養費として支給することとなりますので、あらかじめご了承ください。（この支給に係る手続きは不要です。）

※下記内容について詳しく知りたい方は厚生労働省ホームページでご確認ください。

[マイナンバーカードの健康保険証利用（リンク）](#)

[オンライン資格確認に対応が可能な医療機関等（リンク）](#)



お問合せ

全国土木建築国民健康保険組合
審査第一課・審査第二課
電話 03-5210-4384
FAX 03-5210-4459

申請書送付先



〒102-0093
東京都千代田区平河町1-5-9
全国土木建築国民健康保険組合
審査第一課・審査第二課 行